

# 1 . 計画の前提

## 1 - 1 計画の基本条件

### ( 1 ) 緑の基本計画改訂の目的

#### 目的と経緯

みどり豊かな美しいまちづくりを推進し、自然とのふれあいに対するニーズの高まり等に的確に対応するため、身近なみどりとオープンスペースの一層の確保は重要な課題となっています。このため、逗子市では、うるおいのある生活環境づくりをめざして、各種の施策を積極的に展開しています。

みどりに関する各種施策を推進するため、本市においては平成8年3月に「逗子市緑の基本計画」が策定されていますが、策定より既に8年が経過しており、その間、逗子市みどり条例の制定、総合計画・都市計画マスタープラン・環境基本計画等の上位関連計画の策定、名越切通の歴史的風土保存区域への指定、神武寺自然環境保全地域の指定、長柄桜山古墳群の発見と国指定史跡への指定、公園アダプトを始めとする市民参加の一層の進展、その他社会情勢の変化等、様々な変化が生じています。

また、平成16年には都市緑地保全法が都市緑地法として生まれ変わり、都市公園法の上位の法律として位置づけられ法制面も劇的に変化しています。このため、これまでの計画の基礎となる部分を尊重しつつ、新しい都市緑地法にもとづく「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画『緑の基本計画』」として機能するよう、計画の見直しをおこなうことにより、逗子市の地域特性を最大限に発揮する、21世紀にふさわしい計画としてリニューアルすることを本計画の目的とします。



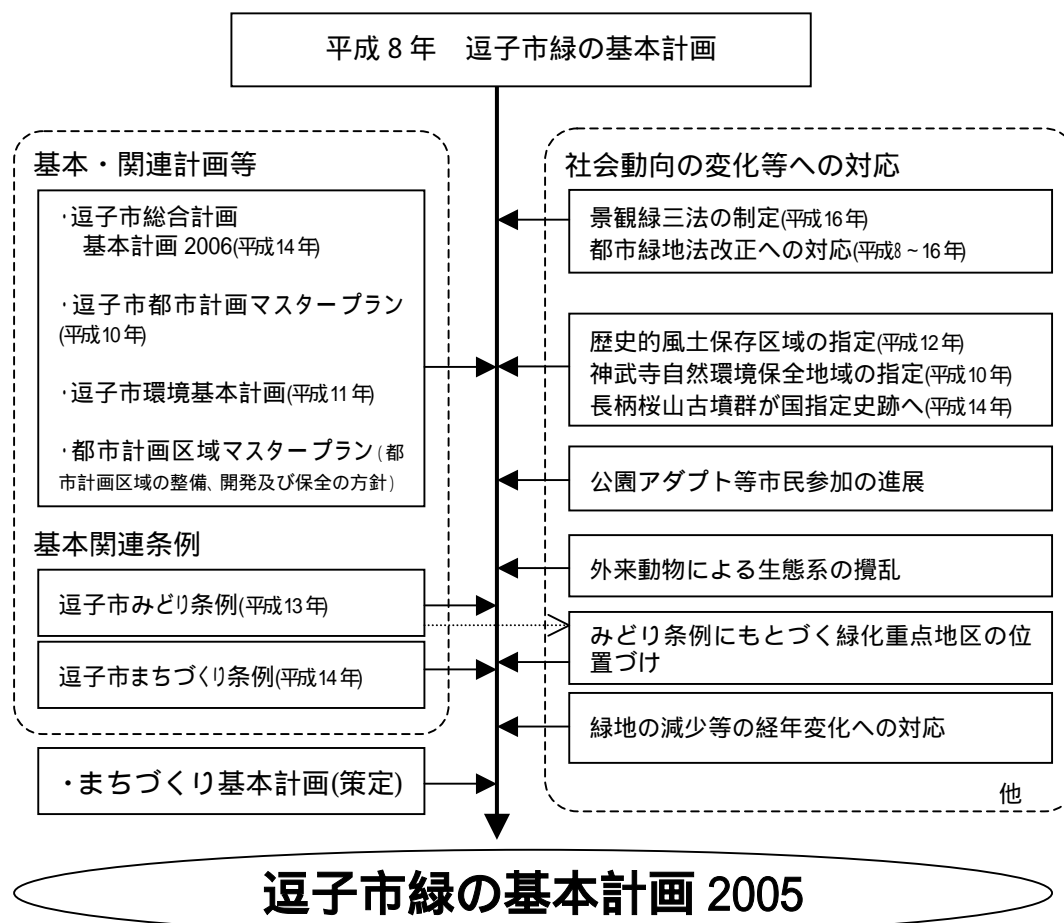
逗子海岸からみた富士山

## 緑の基本計画の位置づけ

逗子市緑の基本計画は、都市緑地法第4条を根拠とする逗子市のみどり施策の最も基本となる計画です。このため、今後の各種みどり施策はこの計画に基づいて実施するものとしします。

また、逗子市の施策の基本となる総合計画、および都市計画マスタープラン、策定中のまちづくり基本計画、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、環境基本計画等の関連計画と連携してみどりづくりを推進するとともに、これら計画の改訂に際しては、本計画の内容と整合を図っていくものとしします。基本・関連計画等において、施策展開上の必要性から本計画と整合しない場合でも、軽微なものについては、実施計画に取り込む等により適宜運用を図っていきます。

今後、基本・関連計画等において、まちづくりの方向性を大幅に転換する必要性が生じたとき、市の施策上の必要性からみどり施策を大幅に変更する必要性が生じた時、法改正や社会情勢の変化等により本計画の見直しが必要になった際には、市民意向を十分に踏まえつつ計画を適切に見直すものとしします。

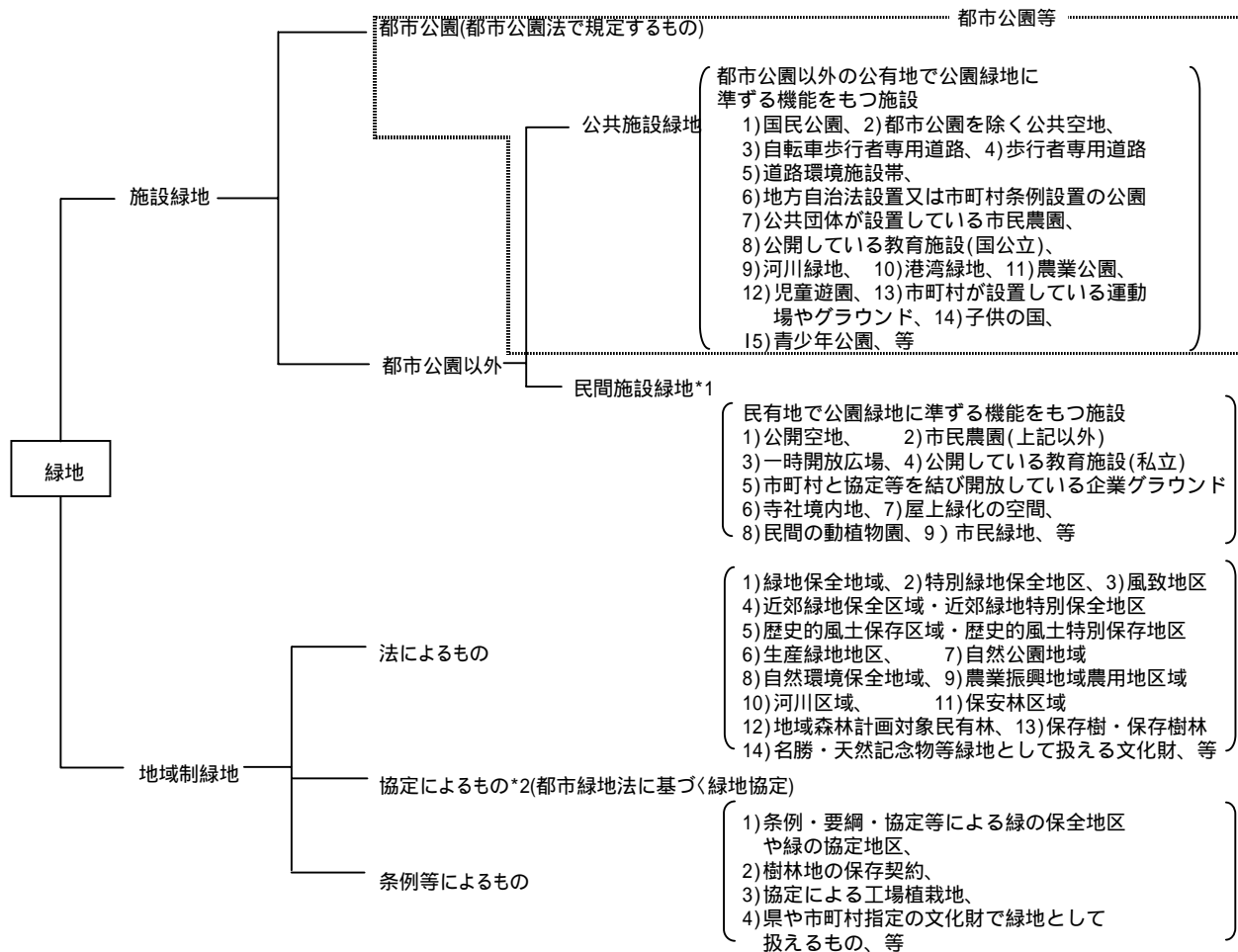


## (2) 緑地とは

本計画では以下の緑地の分類に示す緑地を整備、保全の対象とします。

施設緑地とは、公園・緑地、広場等、主に市民が施設を利用することを前提とした緑地を位置づけます。都市公園とそれ以外のものがあり、都市公園以外で公園・緑地に準じた機能を持ち、公的に管理される緑地を公共施設緑地、また、私有地で公園・緑地に準じた機能を持つ緑地を民間施設緑地としています。

また、法や協定、条例等の法的な規制により、一定の区域のみどりを保全する緑地の制度を地域制緑地としています。



注\*1: 民間施設緑地は、公開しているもの、500㎡以上の一団となった土地で建ぺい率が  
おおむね20%以下のもの、永続性があるものとする。

注\*2: 面積算定をする場合は、植栽地面積等(協定により担保される緑化面積)を対象とする。

資料: 「神奈川県緑の基本計画作成の手引き  
(神奈川県都市公園課、平成7年1月)」による  
ただし、平成16年都市緑地法改正に合わせて  
一部の名称の修正と緑地の追加をしました

## 緑地の分類

## 1 - 2 みどりの概況

### (1) 逗子市の概要

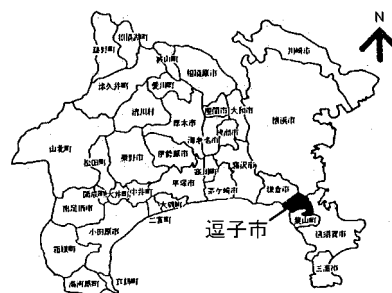
#### 位置・地形

##### 位置

本市は、神奈川県南東部の三浦半島のつけ根に位置しています。市の西方は相模湾に臨み、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町に接しています。市域は東西6.96km、南北4.46km、周囲21.20km、面積約17.34km<sup>2</sup>となっています。

明治期に保養、避暑地として別荘が建ちはじめ、昭和29年に市制施行、昭和40年代からは首都圏の住宅供給都市として急速に発展し、現在、東京から50km圏の文化的な住宅都市を形成しています。

また、逗子海岸や逗子マリーナを中心とする海洋レクリエーション機能が、首都圏からの観光客を集めている他、池子や神武寺、桜山大山周辺の自然林は学術的にも高く評価されており、首都圏に残る貴重な財産となっています。



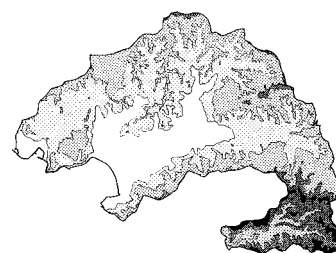
逗子市の位置

出典：逗子市都市計画マスタープラン (H10.3 文章・図面とも)

##### 地形

本市の地形は、三方を丘陵性の山地に馬蹄形に囲まれ、西に海を臨む特徴的で独立性の高い地形構造を持っており、丘陵と平地が接する部分には谷戸と呼ばれる細かく入り組んだ谷がみられます。

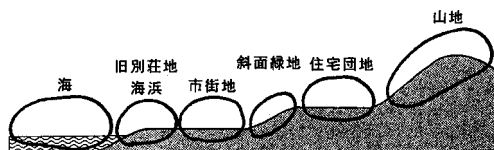
また、本市は、明治期の別荘地としての発展が市街化の契機となっていることから、その後の市街化も海側から山側へと進み、地形構造に沿った土地利用がなされています。



凡 例	
	0 ~ 10m
	~ 50m
	~ 100m
	~ 150m
	150m ~

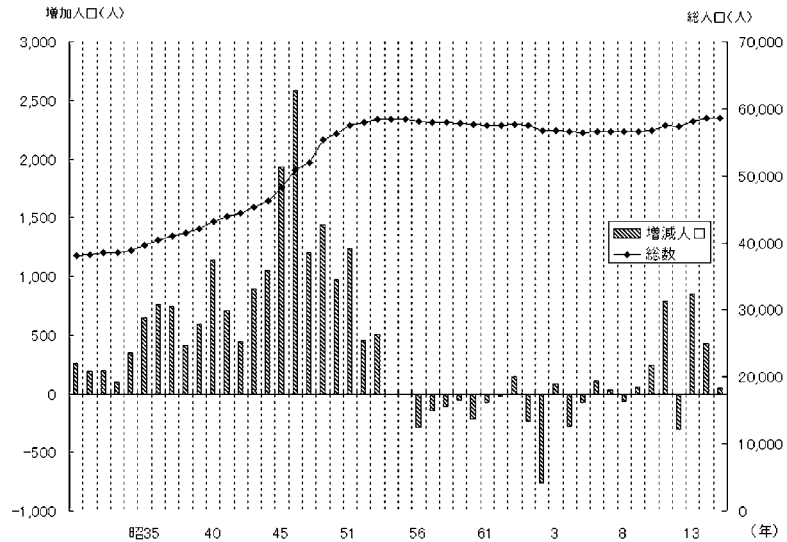
逗子市の地形

出典：逗子市都市計画マスタープラン (H10.3 文章・図面とも)



## 人口・年齢構成

本市の人口は、昭和30年代は緩やかに増加していたものが、昭和40年代には高度経済成長期における大規模な宅地開発を背景として急増しました。一方、昭和50年代に入ってから、横ばい・ゆるやかな減少傾向にありましたが、平成9年以降再び少しずつ増加しています。また、世帯数については、人口のピークであった昭和54年までは人口とともに増加し、その後も核家族化および高齢化を背景として、増加傾向にあります。

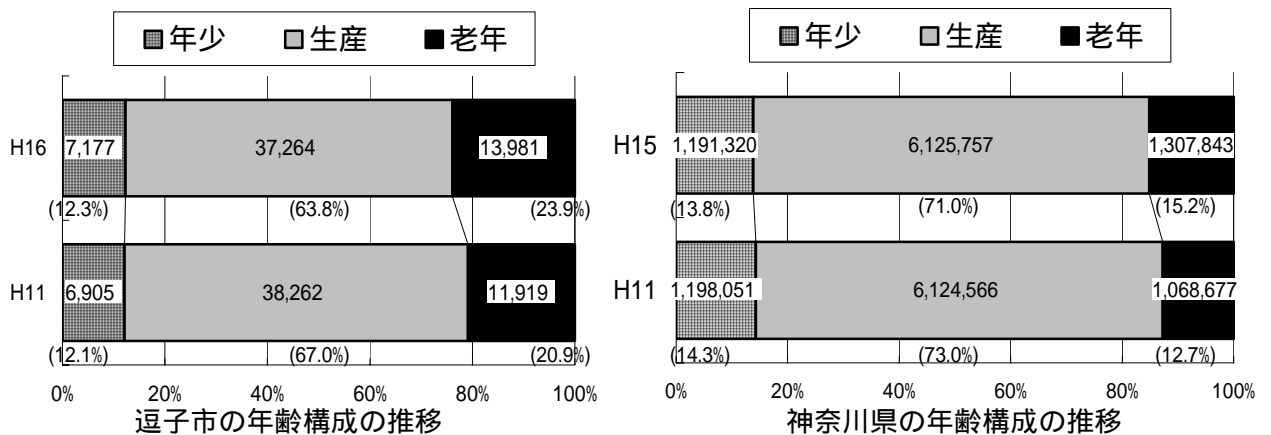


逗子市の人口と増加人口(S30～H15)

出典：逗子市ホームページ(H16.12現在)

本市人口の年齢構成を神奈川県別の年齢区分別構成比と比較すると、老年人口の比率が8ポイント以上も高いのに対して、生産年齢人口が逆に8ポイント近く低く、逗子市も高齢化が進んでいることがうかがえます。

過去5年の推移でもこの傾向は現れており、老年人口の増加傾向が顕著なのに対して、生産年齢人口は減少傾向にあります。なお、本市では年少人口が少しずつ増加しています。



出典：神奈川県ホームページ(神奈川県年齢別人口統計調査結果)、逗子市 H16 値は市ホームページ

## (2) 緑地現況

施設緑地についてみると、都市公園が47.63ha、公共施設緑地が54.03ha、民間施設緑地が7.63haあり、都市計画区域人口1人当たりの施設緑地面積(民間施設緑地を含む)は18.85m<sup>2</sup>/人です。一方、市街化区域内における人口1人当たりの施設緑地は11.89m<sup>2</sup>/人です。

地域制緑地は、大きく「法によるもの」「協定によるもの」「条例等によるもの」に分けられます。

施設緑地および地域制緑地を合わせた緑地の総面積は699.69haであり(重複を除く)、都市計画区域面積に対する割合は、40.3%となっています。また、市街化区域内の緑地の総面積は153.53haで、市街化区域面積に対する割合は18.4%となっています。

### 緑地現況量調書

平成16年12月末現在

区分		市街化区域 (1) (ha)	m <sup>2</sup> /人 (58千人)	市街化調整区域 (2) (ha)	都市計画区域 (3) = (1)+(2) (ha)	m <sup>2</sup> /人 (58千人)	
施設 緑地	都市公園	33.13	5.70	14.50	47.63	8.21	
	公共施設緑地	30.81	5.31	23.22	54.03	9.32	
	民間施設緑地	5.12	0.88	2.51	7.63	1.32	
	施設緑地計	69.06	11.89	40.23	109.29	18.85	
地域 制 緑地	法 に よ る もの	特別緑地保全地区					
		近郊緑地保全区域	9.50	1.64	271.83	281.33	48.51
		風致地区	37.42	6.45	24.74	62.16	10.72
		生産緑地地区	1.31	0.23		1.31	0.23
		その他法によるもの	34.58	5.96	580.26	614.84	106.01
		└ うち歴史的風土保存区域	1.50	0.26	5.30	6.80	1.17
		└ うち自然環境保全地域			35.00	35.00	6.03
	協定によるもの	3.40	0.59		3.40	0.59	
	条例等によるもの	22.17	3.82	53.24	75.41	13.00	
	(地域制緑地間の重複)	12.96	2.23	391.10	404.06	69.67	
地域制緑地計	95.42	16.46	538.97	634.39	109.39		
(施設緑地・地域制緑地間の重複)		10.95	1.89	33.04	43.99	7.58	
合計		153.53	26.46	546.16	699.69	120.66	

地域制緑地の各面積は計上面積で実際の都市計画決定面積等とは異なります。

## (3) 緑化推進状況

### みどり条例と関連事業

#### 逗子市みどり条例(平成13年12月26日 逗子市条例第16号)

本市の良好な自然環境を有する緑地等を保全するとともに緑化の推進を図り、市民が健康でみどり豊かなうおいのある日常生活を営めるよう、みどりとのふれあいの場の環境整備を図ることを目的として定められたものです。

この条例の中で市長、事業者、市民の責務を定めるとともに、

- ・みどり審議会の設置
- ・保存樹林又は保存樹木の指定
- ・市民の森契約と整備
- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化推進重点地区の指定
- ・保存樹林等の維持管理、規則で定める山林の樹容維持、市街地における緑化の推進に対する助成処置(生垣助成等)

等を定めており、本市の緑地保全と緑化推進に関する最も基本となる条例として機能しています。

このほか、逗子市壁面緑化助成金交付要綱、逗子市木竹伐採行為届出要綱、逗子市の良好な都市環境をつくる条例、逗子市みどり基金条例によりみどりの保全と緑化の推進が図られています。

### 普及啓発活動状況

本市の緑化に関する普及啓発活動としては、ガーデニングコンクール、逗子市みどりの交換広場制度、フラワーサークル花苗配布などが実施されています。

## (4) 緑被状況

### 緑被の現況量

本市に存在するみどりについて、空中写真(平成14年撮影)の判読\*や既存の植生図を用いて緑被現況図を作成しました。

\* 基本的には平成14年撮影の空中写真を基に調査を実施しているが、一部その後の開発区域等についても反映させており、内容的にはH16年現在の現況となっている。

注) 面積は全て図上計測値である。( )内は構成比。

水面とは、河川、湖沼、水路等、現況が水面であるものをさす。

水辺とは、海浜、海岸、湖畔等、現況が水辺地であるものをさす。

都市公園の植栽地は、都市公園法で規定しているものの内にある緑被地である。

公共公益施設の植栽地は、都市公園を除く公共公益施設内にある300㎡以上の一団となった緑被地である。

民有地の植栽地は、民有地における上記以外の300㎡以上の一団となった緑被地である。

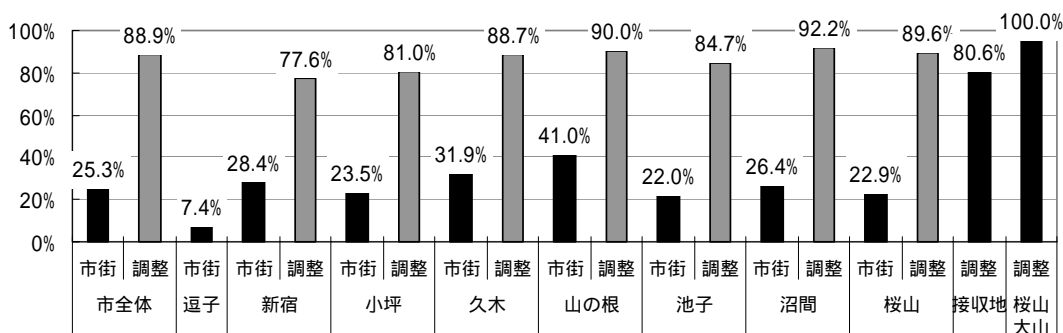
地区面積は、市街化区域面積と市街化調整区域面積で按分調整しているため、市の公称面積とは一致しない。

市街化区域の緑被総量(水辺・水面を含む)は210.83haで、緑被率は25.3%、市街化調整区域の緑被総量は800.69ha、緑被率は88.9%で、市全体の緑被総量は1,011.52 ha、緑被率58.3%となっています。両地区の植生区分とも「ヤマザクラ・コナラ等の二次林」の占める割合が最も高く、緑被全体の半数近くを占めています。

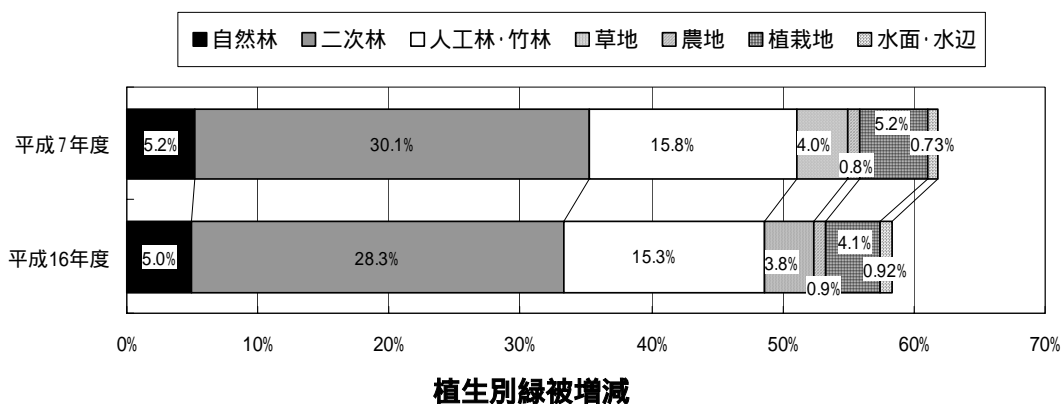
地区別では全般的に市街化調整区域の緑被率は75%を上回っていますが、市街化区域では山の根では41.0%と高いものの、ほとんどが20%台となっており、中心市街地の逗子地域では7.4%と低い値となっています。

平成7年度からの緑被の増減では、主に池子米軍家族住宅整備や桜山五丁目・沼間二丁目の開発に伴う減少等により、市全域で緑被面積が60.0ha、緑被率が3.5ポイント減少しています。

**市全体の緑被率 = 58.3%    市街化区域の緑被率 = 25.3%**

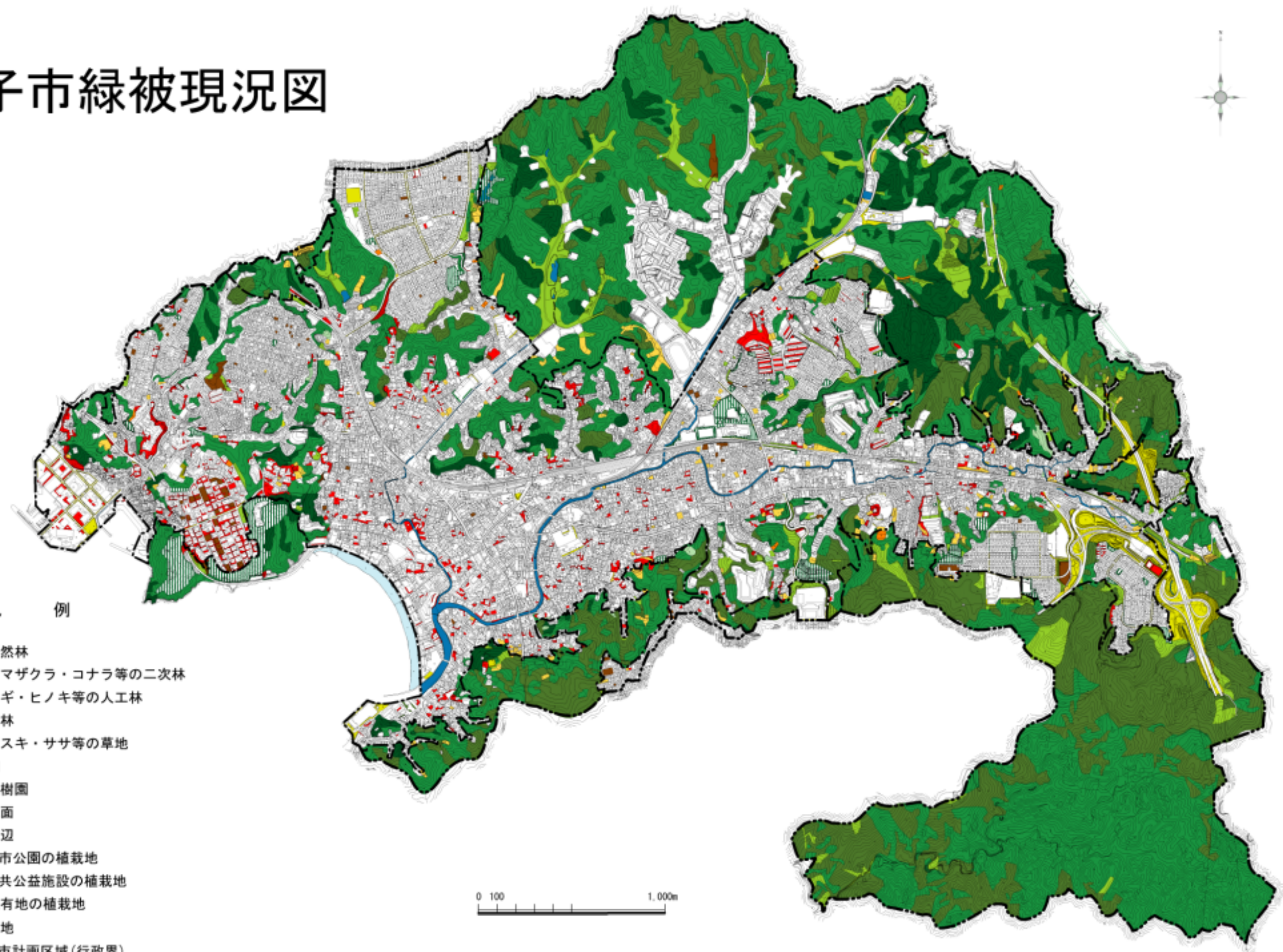


地区別緑被率状況(平成16年)





# 逗子市緑被現況図



## 凡 例

- 自然林
- ヤマザクラ・コナラ等の二次林
- スギ・ヒノキ等の人工林
- 竹林
- ススキ・ササ等の草地
- 畑
- 果樹園
- 水面
- 水辺
- 都市公園の植栽地
- 公共公益施設の植栽地
- 民有地の植栽地
- 裸地
- 都市計画区域(行政界)
- 市街化区域



## 植生状況

### 植物の概況

逗子市は、丘陵と相模湾に接していることから、野山の植物に加え、海岸性の植物も生育し多くの種類の植物をみることができます。

自然の樹林では、スダジイ林がみられます。

神武寺周辺は日本の植物研究者の間では植物の宝庫として知られ、日本各地から多くの人々が訪れています。

また市内には逗子市を北限とするような植物も多く見受けられます。

### 逗子市の植生

逗子市の山林は、山稜部の土壌の薄い尾根部にはスダジイの高木林や萌芽林が発達しています。

斜面部の土壌がやや深い所ではヤマザクラ・オオシマザクラとコナラ等から構成される二次林や、スギ・ヒノキの植林がみられます。

谷沿いの土壌の深い立地には、シダ類を林床に持ったタブ林が散見されます。

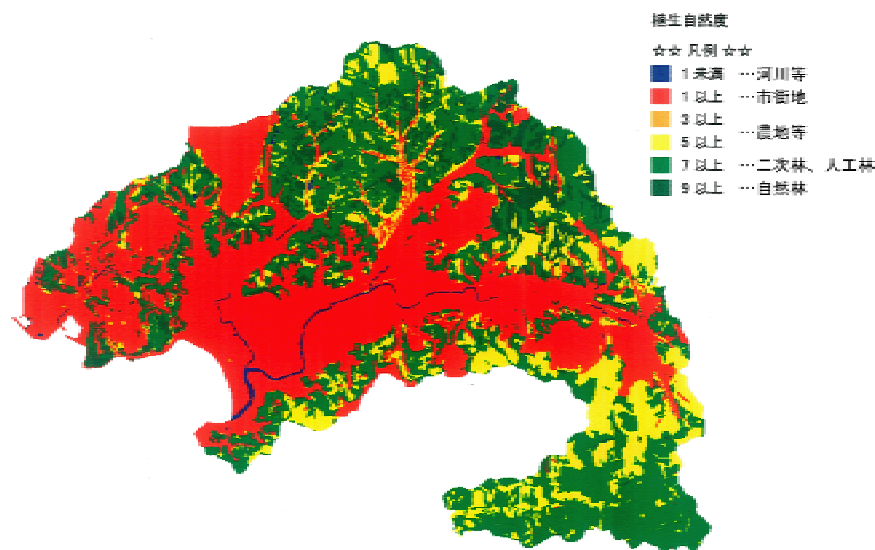
海岸の風衝地や海風が直接当たる急斜面には、クロマツを伴ったマサキ - トベラ林が発達しており、海に面した斜面や尾根部などの環境の厳しいところで人間によって改変されたところにはアズマネザサが優占した2 m近い草丈の草原が広がっています。

神武寺周辺と小坪には、特に自然林が多く残存しています。

小坪のタブ林や風衝地のマサキ - トベラ林、尾根部のスダジイ林が特徴的です。

神武寺周辺にスダジイ林やタブ林といった自然林が多く残されており、谷部はスギの植林の成育が極めて良く、林内に自然植生が多く復元しています。

二子山周辺ではかつて人間の手により伐採・植林が行われ、現在ほとんど自然林は残っておらず、スギ・ヒノキの植林が広く残っているのみです。



### 逗子市の植生

資料：逗子市環境管理計画策定支援システム(H14 作成)

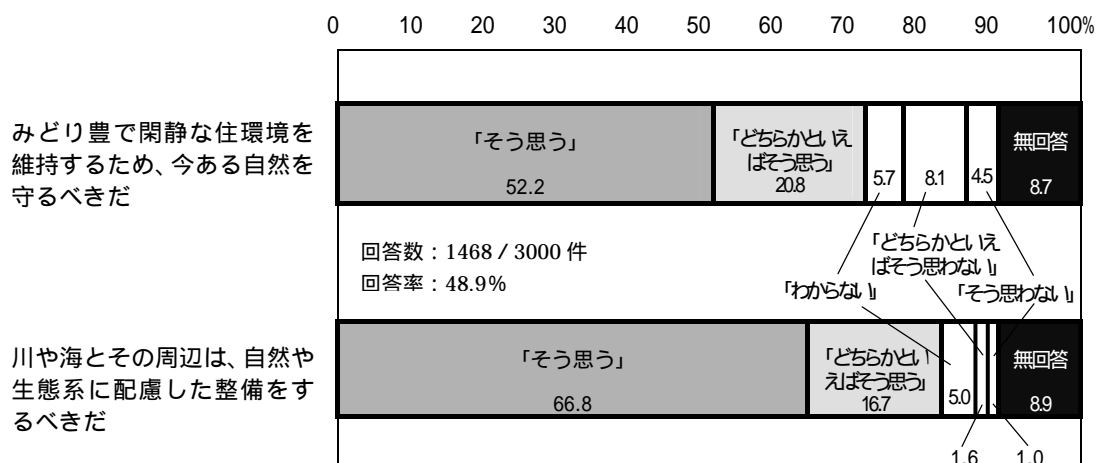
## (5) 既存アンケート調査からみた市民意向

### 市の将来の環境

市の将来の環境に対する考え方のうちみどりに関係する意見を整理しました。

緑地については、「緑豊かな住環境を維持するため、今ある自然を守るべきだ」という意見については7割の人が支持しています。

また、河川や海の整備については、「川や海とその周辺は、自然や生態系に配慮した整備をするべきだ」という考え方を支持する人が8割以上となっています。

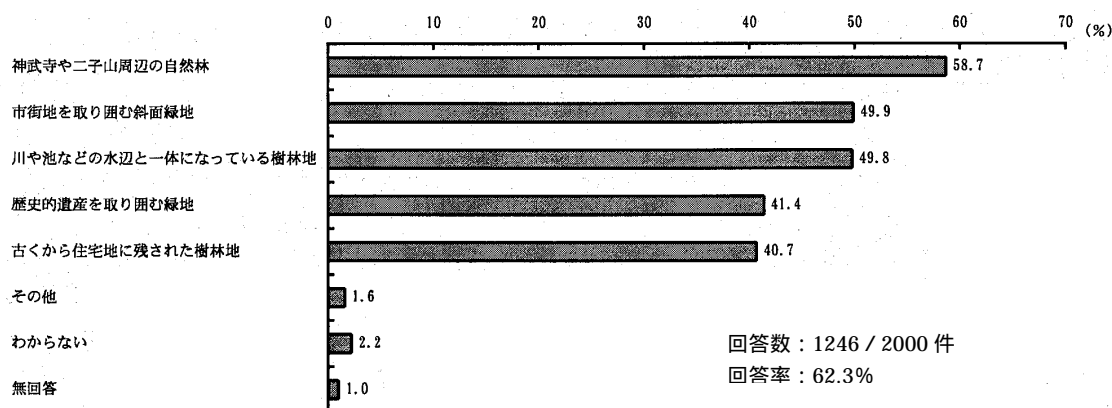


資料：逗子市環境の保全及び創造に関する市民意識調査 報告書(平成11年3月 環境管理課)

### 市の将来の環境

### 緑地として保全すべきもの

緑地として保全すべきものとしては「神武寺や二子山周辺の自然林」が58.7%で最も多く、次いで「市街地を取り囲む斜面緑地」が49.9%、「川や池などの水辺と一体になっている樹林地」が49.8%の順となっています。(複数回答)

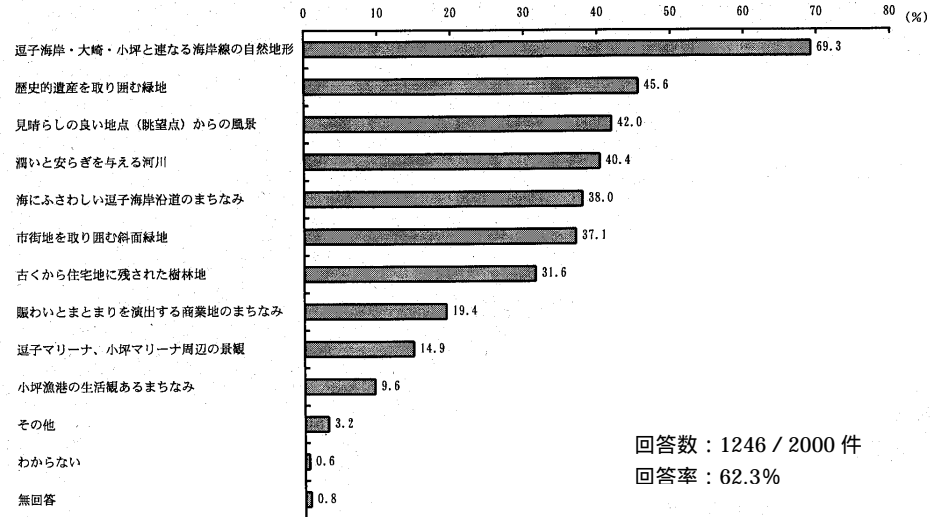


資料：逗子市まちづくり条例市民意識調査 結果報告書(平成13年3月 都市計画課)

### 緑地として保全すべきもの

### 自然環境・景観

逗子市の自然環境・景観で重視すべきものについては、「逗子海岸・大崎・小坪と連なる海岸線の自然地形」を支持する人が69.3%と7割に達しており、次いで「歴史的遺産を取り囲む緑地」が45.6%、「見晴らしの良い地点(眺望点)からの風景」が42.0%、「潤いと安らぎを与える河川」が40.4%となっています。(複数回答)

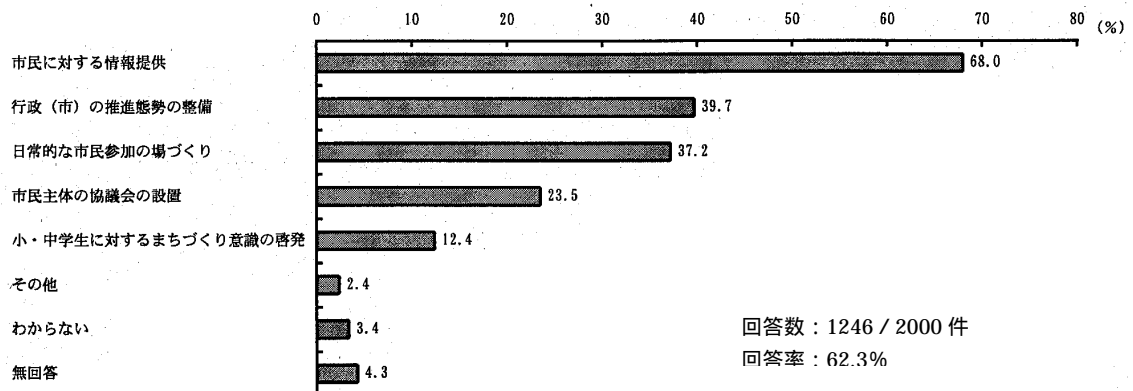


資料：逗子市まちづくり条例市民意識調査 結果報告書(平成13年3月 都市計画課)

### 逗子市の自然環境・景観で重視すべきこと

### まちづくりの手法

住民主体のまちづくりを進めていく上で最も重要なことについては、「市民に対する情報提供」が68.0%と最も多く、次いで「行政(市)の推進態勢の整備」が39.7%、「日常的な市民参加の場づくり」が37.2%と続いています。(複数回答)



資料：逗子市まちづくり条例市民意識調査 結果報告書(平成13年3月 都市計画課)

### 住民主体のまちづくりを進めていく上で最も重要なこと

## (6) 現行計画の課題

平成15年度のみどり審議会で、緑の基本計画の見直しに向けて現行計画のもつ課題について検討した結果は以下のとおりです。

### 現行計画の課題 ( 1 )

課 題	なぜ、問題が起きたか・問題点
<b>1. 生態系の保全と活用</b>	
特別緑地保全地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地(17箇所)の優先順位付けがされていない。</li> <li>・現況が把握されていない</li> <li>・指定にあたり地権者の同意が必要</li> </ul>
特別緑地保全地区の具体的な保全方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な保全方針がない</li> <li>・現況が把握されていない</li> </ul>
民有地の維持管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な維持管理が行われていない山林が大部分である</li> <li>・現在の奨励金の額では維持管理がおこなえない</li> </ul>
みどり基金の処分について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分に関する具体的な基準がない</li> </ul>
特別緑地保全地区の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定当時と状況が変わっている</li> <li>・現況の把握ができていない</li> </ul>
有害(外来)鳥獣の現状・対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来鳥獣の野生化による被害</li> <li>・現況の把握ができていない</li> </ul>
<b>2. 自然環境の保全と活用</b>	
市有緑地の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地全体の把握ができていないため、計画的な管理がおこなわれていない。</li> </ul>
ハイキングコースについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板等の整備が不十分・新たなコース指定への要望がある</li> </ul>
「市民の森」制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適地が少なく、市民からの声を待つだけでは実施にいたらない。</li> </ul>
名越切通周辺の歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定時には指定されてなかったため、区域や指定計画が記載されていない。</li> </ul>
国指定史跡「長柄・桜山古墳群」について(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定時には古墳が発見されていなかったため、記述がない。</li> <li>・文化財所管と調整</li> </ul>

### 現行計画の課題（2）

課題	なぜ、問題が起きたか・問題点
<b>3. すぐれた住環境の創出</b>	
公園施設の老朽化	・遊具や休憩施設の耐用年数による交換ができていない。
生垣助成制度	・一定の需用が満たされてきていると思われる。 ・希望樹種等の多様化
緑化推進重点地区の計画の推進	・緑化推進重点地区指定後、緑化計画への行動をとるべきである。
<b>4. みどりを育てるしくみづくり</b>	
アダプトプログラムの効果的な実施	・10公園で実施されてはいるものの里親の役割にばらつきがある。
ボランティア団体の育成、維持できる体制づくり	・行政だけでは、維持管理に限界があり、市民との協働は時代の要請であるが、市民の意識はまだ高くない。
商業地および住宅地のみどりを育てる体制の不足	・公共施設の緑化施策も模索中であり、民有地についての準備ができていない。

### (7) みどりの現状からみた課題

現行計画の課題として挙げられている項目以外に、逗子市のみどりの現状から課題となる点は以下のとおりです。

みどりの現状	課題
<b>1. 国、県、市等の動きからみた課題</b>	
景観緑三法(景観法、都市緑地保全法等)の施行への対応	・平成16年に景観緑三法が制定されたことから、これに対する対応が必要となる。ことに、都市緑地法の改正により緑の基本計画で定める内容が大きく変化しており、本計画での対応が必須となる。
三浦半島国営公園構想の進展	・三浦半島国営公園の誘致に向けて、県と近隣市町において三浦半島公園構想が具体化しつつあり、本計画においても、同構想との整合を図る必要がある。
条例や上位計画策定に対する対応	・逗子市みどり条例の制定と緑化推進重点地区の設定、環境基本計画・都市計画マスタープラン等の策定、総合計画の見直し等上位計画の新設・見直し、神武寺自然環境保全区域の指定等、本計画に関連した計画等に対する整合・対応を図る必要がある。

みどりの現状	課題
<b>2 . みどりの実態からみた課題</b>	
緑被率の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>池子、桜山、沼間の開発等によって平成7年度から平成16年度の間緑被率は3.5ポイント減少しており、平成16年度の緑被率は60%を割り込んでしまった。失われたみどりの回復に向けて積極的な対策を講じる必要がある。</li> </ul>
自然林の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の重要なみどりの財産である、自然林は減少傾向にあることから、積極的な保全対策を講じる必要がある。</li> </ul>
里山の荒廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では早くから水田が耕作放棄されており、農地もほとんど残されていない。また、ヤマザクラ・コナラ等の里山林も管理されておらず、里山の生態系が大きく変化している。この里山の荒廃を解消する方策を検討する必要がある。</li> </ul>
谷戸の住宅地と斜面樹林の混在の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、市街化区域の縁辺部を中心に、谷戸に住宅地が形成されて、樹林と住宅地が隣接した状況となっている。これに伴う樹林への影響等への対応を検討することが望まれる。</li> </ul>
旧別荘地や旧市街地の良好なみどりの破壊の危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧別荘地は風致地区が指定されているが、マンション等が相次いで建設され、昔日の面影が失われてしまっている。また、旧市街地についてはクロマツや生垣等による良好な景観が形成されているが、これらも常に破壊の危険にさらされており、これらの良好なみどりを守るための方策を検討する必要がある。</li> </ul>
水辺景観・海岸景観の未来への継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市には田越川等の河川や、大崎から逗子海岸にかけての自然海岸については良好な景観を形成しており、本市の重要な財産として守り・活用していく方策を検討する必要がある。</li> </ul>
<b>3 . 市民意向からみた課題</b> (平成13年まちづくり条例市民意識調査結果より)	
神武寺・二子山付近の自然林、斜面樹林、水辺と一体となった樹林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地として保全すべきものとして左記のみどりが上位となっており、この意向に十分配慮が必要である。</li> </ul>
逗子海岸・大崎・小坪と連なる海岸線の自然地形の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境・景観で重視すべきみどりとして海岸線の自然地形の保全が7割近くの支持を得ていることから、この意向に十分配慮が必要である。</li> </ul>
市民に対する情報提供、市の推進体制の整備、日常的な市民参加の場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりに際して市民への情報提供が重要との意見が7割近くを占め、推進体制や日常的な市民参加についても比較的高い支持を得ており、この意向に十分配慮する必要がある。</li> </ul>